

令和5年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

議案第67号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 紀の川市貴志川町井ノ口922番地6

氏 名 うえ なか ふみ こ
上 中 史 子

昭和33年3月13日生

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

上中史子君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第6.8号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市打田347番地

氏 名 歌 英 樹

昭和28年4月10日生

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

歌英樹君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第69号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市荒見741番地3
氏 名 うえ の たかし
植 野 隆
昭和30年11月29日生

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

植野隆君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第70号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市後田285番地1
氏 名 わき 脇 と 登 み 美 こ 子
昭和29年10月13日生

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

脇登美子君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第71号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町市場107番地

氏 名 ほり うち のぶ ひろ
堀 内 信 宏

昭和32年5月15日生

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

堀内信宏君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第72号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖629番地28

氏 名 うえ やま かず ひこ
上 山 和 彦

昭和31年7月10日生

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

上山和彦君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第73号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、令和5年10月20日に閣議決定されたことについて、関係条例の一部を改正するため。

改正前									改正後								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	

改 正 前								改 正 後							
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>

改 正 前								改 正 後							
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	

改 正 前								改 正 後							
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>		73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>	
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>		74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>	
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>		75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>	
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>		76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>	
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>		77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>		78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>		79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>		82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>		84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>		85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>			86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>		
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>			87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>		
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>			88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>		
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>			89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>		
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>			90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>			91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				

改正前

97	<u>295,800</u>	<u>343,700</u>				
98	<u>296,100</u>	<u>344,100</u>				
99	<u>296,500</u>	<u>344,500</u>				
100	<u>296,900</u>	<u>344,800</u>				
101	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
102	<u>297,400</u>	<u>345,500</u>				
103	<u>297,800</u>	<u>345,900</u>				
104	<u>298,100</u>	<u>346,300</u>				
105	<u>298,300</u>	<u>346,800</u>				
106	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>				
107	<u>299,000</u>	<u>347,600</u>				
108	<u>299,300</u>	<u>348,000</u>				
109	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>				
110	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>				
111	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>				
112	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>				
113	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>				
114	<u>301,000</u>					
115	<u>301,300</u>					
116	<u>301,700</u>					
117	<u>301,900</u>					
118	<u>302,100</u>					
119	<u>302,400</u>					
120	<u>302,700</u>					

改正後

97	<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				
98	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
99	<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				
100	<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				
101	<u>298,100</u>	<u>346,100</u>				
102	<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				
103	<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				
104	<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				
105	<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				
106	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				
107	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				
108	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				
109	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
110	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
111	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
112	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
113	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
114	<u>302,000</u>					
115	<u>302,300</u>					
116	<u>302,700</u>					
117	<u>302,900</u>					
118	<u>303,100</u>					
119	<u>303,400</u>					
120	<u>303,700</u>					

改正前								改正後									
	121		<u>303,100</u>						121		<u>304,100</u>						
	122		<u>303,300</u>						122		<u>304,300</u>						
	123		<u>303,600</u>						123		<u>304,600</u>						
	124		<u>303,900</u>						124		<u>304,900</u>						
	125		<u>304,200</u>						125		<u>305,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>			<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の6</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>7. 5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>の68.75」 とする。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、<u>6月に支給する場合においては100分 の165、12月に支給する場合においては100分の175</u>と する。</p>	<p>の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については<u>100分の170</u> とする。</p>

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と_____する。</p>	<p style="text-align: center;">(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

改 正 前		改 正 後	
別表第1 (第7条関係)		別表第1 (第7条関係)	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>	1	<u>380,000円</u>
2	<u>422,000円</u>	2	<u>427,000円</u>
3	<u>472,000円</u>	3	<u>477,000円</u>
4	<u>533,000円</u>	4	<u>539,000円</u>
5	<u>608,000円</u>	5	<u>615,000円</u>
別表第2 (第8条関係)		別表第2 (第8条関係)	
職務の級	給料月額	職務の級	給料月額
1級	<u>150,100円</u>	1級	<u>162,100円</u>
2級	<u>185,200円</u>	2級	<u>196,200円</u>
3級	<u>227,800円</u>	3級	<u>234,000円</u>
4級	<u>253,000円</u>	4級	<u>258,700円</u>
5級	<u>286,000円</u>	5級	<u>290,300円</u>
6級	<u>312,900円</u>	6級	<u>316,200円</u>
7級	<u>346,600円</u>	7級	<u>349,000円</u>

第6条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(給与の特例)	(給与の特例)
第7条 略	第7条 略
2～4 略	2～4 略

改 正 前	改 正 後
<p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

（紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第7条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の220</u>とする。</p>	<p>（期末手当の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>とする。</p>

第8条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>とする。</p>	<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の225</u>とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与又は報酬の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀の川市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の紀の川市議会議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

議案第74号

紀の川市税条例の一部改正について

紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

燃料費及び物価の高騰による経済情勢の変化に伴い、特殊公衆浴場における入湯税の課税免除を拡大することについて、所要の改正を行うため。

紀の川市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(入湯税の課税免除) 第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1)・(2) 略 (3) 日帰り入湯客で、入湯料金が <u>700円</u> 以下の施設で入湯する者	(入湯税の課税免除) 第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1)・(2) 略 (3) 日帰り入湯客で、入湯料金が <u>1,000円</u> 以下の施設で入湯する者

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 75 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年紀の川市条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

医療扶助オンライン資格確認の導入に伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護に準じた措置に関する事務の追加について、所要の改正を行うため。

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
4市長	略		4市長	略	
5市長	略		5市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じた措置に関する事務であって規則で定めるもの	
			6市長	略	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険に関する事務であって規則で定	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により地方税を収納した情	1市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険に関する事務であって規則で定	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により地方税を収納した情

改正前			改正後		
	めるもの	報（以下「地方税収納情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 略 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による心身障害児（者）医療費の支給に関する情報（以下「心身障害児（者）医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの		めるもの	報（以下「地方税収納情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護法 による保護に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 略 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による心身障害児（者）医療費の支給に関する情報（以下「心身障害児（者）医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険に関する事務であって規則で定めるもの	略 中国残留邦人等関係情報であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
略	略	略			

改 正 前			改 正 後		
8 市長	略	略	2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険に関する事務であって規則で定めるもの	略
9 市長	紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例（平成28年紀の川市条例第6号）による障害者地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険関係情報であって規則で定めるもの	略	略	中国残留邦人等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 中国残留邦人等関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	略	略
11 市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 心身障害児（者）医療関係情報であって規則で定めるもの	9 市長	紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例（平成28年紀の川市条例第6号）による障害者地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で	略 心身障害児（者）医療関係情報であって規則で定めるもの	10 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 中国残留邦人等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			11 市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事	略 心身障害児（者）医療関係情報であって規則で定めるもの

改正前			改正後		
	定めるもの			務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	1 2 市長	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
1 4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略	1 3 市長	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	心身障害児（者）医療関係情報であって規則で定めるもの
		健康増進法による健康増進事業に関する情報であって規則で定めるもの	1 4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			1 5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置に関する事務であって規則で定めるもの	略
					健康増進法による健康増進事業に関する情報であって規則で定めるもの
					外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
					行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主

改正前	改正後	
		務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条第1号に掲げる情報

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
 この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第77号

令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第78号

令和5年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第79号

令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第80号

令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第81号

令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 82 号

令和 5 年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 83 号

令和 5 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所
所 在 地 紀の川市中鞆渕911番地
名 称 紀の川市国民健康保険直営細野診療所
所 在 地 紀の川市桃山町中畑108番地1
2. 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名
名 称 社会医療法人三車会
所 在 地 紀の川市貴志川町丸栖1423番地3
代表者名 理事長 殿尾 守弘
3. 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月4日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市国民健康保険直営診療施設の指定管理者を指定したいため。

議案第 85 号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、紀の川市道路線を別紙のとおり認定するため、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	下井阪花井6号線	紀の川市下井阪466番1地先		
		紀の川市下井阪466番2地先		
2	上野名草団地線	紀の川市上野17番8地先		
		紀の川市上野17番6地先		
3	上野名草団地2号線	紀の川市上野17番26地先		
		紀の川市打田1401番14地先		
4	上野名草団地3号線	紀の川市上野17番6地先		
		紀の川市打田1401番2地先		
5	上野名草団地4号線	紀の川市上野17番16地先		
		紀の川市上野17番18地先		
6	久留壁団地線	紀の川市久留壁26番15地先		
		紀の川市久留壁64番7地先		
7	東野12号線	紀の川市東野165番12地先		
		紀の川市東野165番13地先		
8	王子細工垣内線	紀の川市王子12番12地先		
		紀の川市王子12番9地先		
9	西290号線	紀の川市貴志川町長原181番5地先		
		紀の川市貴志川町長原181番2地先		

議案第 86 号

和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約
の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少すること及び和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和 34 年規約第 1 号）の一部を別紙のとおり変更することに関し、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

令和 6 年 3 月 31 日をもって上大中清掃施設組合が解散し、和歌山県市町村総合事務組合から脱退すること及び規約を変更することについて、関係地方公共団体の協議を経て総務大臣の許可を受けるため。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1並びに別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項及び第3条第1項第2号に掲げる事務の項中「、上大中清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。